

第2回岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和6年9月13日（金） 午後2時55分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室B

3 出席者

公 益 委 員 : 2人（欠席1人）
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

(1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

(1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

岡山県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

流通業の発展、人材確保の観点からも「必要性あり」と考えている。

特賃引上げは組合のある労働者だけのことではなく、すべての労働者として取り組む必要がある。

産業の魅力を高め定着させることが大事であるとする。

働き方から見直していくことは大事であるが、物を売っているだけでなく、接客技術等の付加価値も提供すべきであり、人が重要である。労働人口が減っていき、有効求人倍率が高く、優秀な人材を定着させるためには賃金（特賃）は必要である。

【使用者側の意見要旨】

改正決定の必要性なし。

県最賃の連続した大幅な引き上げで各種商品小売業の優位性は失われていること、各種商品小売業の特賃は、昨年に引き続き県最賃を下回る状況となっており、特定最低賃金の役割を終えたのではないかと懸念。

人材確保には、色々な要素があり、賃金が重要な要素であることは理解している。その他、福利厚生、労働時間、働き方の改善等多くのことがあり、それらを含めて考えると、産業で一律では無く、業態や各々の企業で決めていくことだと考える。

働く人達は多種多様なことを求めており、それにどう応えるかが重要である。賃金、労働時間以外には、LGBTQに係る対応、カスハラ対応がある。

限られた原資をどうすべきか考える際に、賃金については国が主導して行っていくのであれば、他の事に原資を使うことが魅力化となる。

(2) 改正決定の必要性について

労使双方から意見が述べられた後、必要性の有無について意見の一致が見られず、「必要性なし」との結論となることを本審に報告することとなった。

(3) 全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったことが決議され、報告書を作成した。

6 配付資料

- ・岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する報告書（案）